

# 令和3年度 第3回 流山市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会 議事録

## 1 日時

令和4年3月24日 木曜日

14時00分から14時45分まで

## 2 会場

流山市役所 第2庁舎3階 301・302会議室

## 3 出席者

### (1) 委員

濱田 竜也 会長、君山 敬子 副会長、肥田 裕久 委員、稲田衣子 委員、鈴木 美智子 委員、立石 八恵 委員、高村 友紀 委員、櫻井 壽一 委員、岩井 謙詞 委員、池上 諄一 委員、紺野 好美 委員、塩谷 節子 委員、関谷 一和 委員、渡辺 恵 委員（全16名中14名出席）

### (2) 事務局（市）

高齢者支援課 木村課長、君島課長補佐、武林高齢者介護予防係長、影山主任保健師、石倉保健師、耕納保健師  
介護支援課 豊田健康福祉部次長兼介護支援課長、竹之内課長補佐、佐々木主任主事、鈴木主事、竹浪事務員

## 4 議題等

### (1)【協議事項】「令和4年度流山市地域包括支援センター運営方針(案)」について

（事務局より説明）資料1のとおり

・災害や感染症流行時に備え、事業を継続または速やかに復旧できるよう、関係機関と連携し、業務継続計画（BCP）の策定に取り組むため、4業務方針【キ緊急時に対応した活動】部分を追記。

・【(イ) 成年後見制度活用】について、令和3年4月より流山市が

委託し、設置運営をした成年後見推進センター（成年後見中核機関）と連携して取り組むために追記。

・指定介護予防支援等の業務は、その業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託することができ、より一層の適切なケアマネジメント業務の実施を目的として、今回追記。

事前意見（紺野委員）【キ 緊急時に対応した活動】に関して、新型コロナウイルス感染症と入れたことは、この時期一番気になることであるので、良いと思う。成年後見制度の活用については、「一次相談窓口」と入れることで、安心感がある。また、「流山市成年後見推進センター」と名称が載ることで、改めてこの様な機関があることを確信できる。

事前意見（櫻井委員）協働性の縦割性は進化したと思うが、業務上、経験と積み上げられた知識が必要な業務なので、各自自覚を大事にしてほしい。

（肥田委員）成年後見推進センターについては、促進という言葉について、再度確認が必要である。成年後見の方を多く作るという意味ではない。私たちは成年後見を使わなくてはならない人を減らす、予防するような働きかけや気持ちが必要である。

認知症の問題については、様々な問題があると思う。地域包括支援センターには普段よりお世話になっており、この場を借りてお礼を伝えたい。

（高村委員）

緊急時に対応した活動について、市役所や地域包括支援センター主催の勉強会・研修会などにケアマネジャーとして参加することも多く、熱心に活動し、指導してもらっている。BCPに備えていきたいが、なかなか確立したものができ上がっていない状況なので、引き続き指導を受け、確立していきたい。

成年後見制度について、ケアマネジャーとして担当している利用者を制度利用に繋げていくこともある。担当していると、本当にこの制度が必要ではあるが、適切な利用の促進につなげていないと感じる方がいるのも現状で、そういう方を適切な関係機関に繋いでいくことも私たちの役割であると感じている。こちらも引き続き連携を重ねて対応していきたい。

指定介護予防支援業務の一部委託について、地域包括支援センターから委託を受けて担当することもあるが、今回運営方針に明文化することは、良いことだと思う。

（関谷委員）成年後見制度の現場の人間として話をしたい。委員の皆様がおっしゃるように、必要な人へ利用が届かない、過剰な後見利用などニーズと現状・サービスがマッチしていない現状があると感じている。厚生労働省が2回目の利用促進計画の見直しを策定していて、おそらく本国会で成立予定である。こちらは、9割方が成年後見人をつけて、包括的に、後見人へすべて丸投げしてしまうという現状を改める。もっと本人の意思を尊重し、後見人の後見代理の行使を抑制的に行う方向で、もっと本人のためになるような制度にしようという指針が示されている。逆に、法定代理人としてはやりにくくなるが、サービス事業所、医師やケアマネジャーなど、本人を支える社会資源はたくさんあり、すべての方々と連携し、協働し、何のためにやるのか、つまり本人の権利擁護のためであって、成年後見人の都合や家庭裁判所の考え方に引きずられずに、現場を見る方向になっていこうとしている。その意味で、地域包括支援センターの役割も自ずととその方向でいくと思う。

（濱田会長）成年後見制度は非常に良い制度であるが、なかなか制度そのものの利用や認知不足などがみられる。当事者だけでなく、我々もしっかりと制度の理解を進めていくことが大事である。

## （2）【協議事項】「指定地域密着型サービス事業所の指定更新・廃止」について

（事務局より説明）

- ・指定地域密着型サービス事業所の指定更新について、別紙2-1のとおり。
- ・指定地域密着型サービス事業所の廃止について、別紙2-2のとおり。

事前意見（櫻井委員）街の変遷変貌に合った内容であれば、良い事であると思う。

（事務局）

市としても、地域の高齢化率や市内高齢者の要望等を考慮し、今

後も適切に実地指導や新規指定・指定更新等の手続きを進めていき  
たいと考えています。

#### 4 その他

令和4年度の運営協議会は、3回の実施を予定している。

次回の令和4年度第1回運営協議会は、令和4年5月23日(月)  
午後2時からケアセンターにて開催予定。新型コロナウイルス感染  
症拡大状況によっては、ZOOMによるオンライン開催となる場合  
がある。